第八十九条第三項、第九十一条第二項、第九十三条第二項及び第百八条第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第百十一条第五項、第百十二条第四項及び第百十五条第三項中「正本一通及び写し一通」を「、正本及び写し各一通」に改める。

様式第二から様式第六までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二1⑵①の表中「を除く。）」を「を除く。）」に改める。

（加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第十九条　加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第九中「はく離」を「剝離」に改める。

（特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則の一部改正）

第二十条　特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則（平成十二年総理府令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式の前の「（別記）」を削り、別記様式中「様式」を「別記様式」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正）

第二十一条　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項、第三条第三項及び第二十五条第一項中「正本一通及び写し各一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第二十八条の四第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三十四条第一項第二号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。

第四十一条第二項及び第四十二条第二項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第四十三条の三の五第三項、第四十三条の四第三項及び第四十三条の七第三項中「正本一通及び写し一通」を「、正本及び写し各一通」に改める。

様式第一から様式第五までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則の一部改正）

第二十二条　試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年文部科学省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「正本一通、副本一通及び写し一通」を「正本、副本及び写し各一通」に改める。

第五条第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第十一条を次のように改める。

（電磁的記録媒体による手続）

第十一条　次の各号に掲げる申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一　第三条第一項の申請書

二　第五条第一項の申請書

第十二条から第十四条までを削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第11条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則第　条第　項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

1　電磁的記録媒体に記録された事項

2　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　法令の条項については、当該申請の適用条文の条項を記載すること。

3　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

5　該当事項のない欄は、省略すること。

（製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則の一部改正）

第二十三条　製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年経済産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「評価単位毎」を「評価単位ごと」に改め、同項第五号中「種類毎」を「種類ごと」に改め、同条第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第五条第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条　次の各号に掲げる申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一　第三条第一項の申請書

二　第五条第一項の申請書

第十一条から第十三条までを削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第10条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）